

HP掲載 事業者向けQA		
no.	質問	回答
1	(申請手続き) 法人で複数事業所をまとめて申請することは可能か。	申請につきましては、事業所のサービスごとに申請ください(例:介護老人福祉施設と短期入所介護事業所が併設している場合は、それぞれで申請が必要となります)。
2	(申請手続き) 検査実施前に交付申請することは可能か。	できません。本事業は受検後の申請手続きとなります。
3	介護従事者が個人で受検した検査を申請することは可能か。	できません。本事業については、検査費用を施設(法人)で負担した経費が対象となります。
4	医療機関で受検したものは対象となるか。	健康保険を適用したもののうち、本人負担分を申請することはできません。
5	同一の者が2回受検した場合、2回とも申請が可能か。	感染者が発生した場合、1対象施設当たり職員及び入居者1人につき1件の検査について申請を行うことができます。ただし、感染発生してから一定の期間経過後であった、感染者の発生に至った事由が異なる(別クラスター)と客観的に判断される場合は、同一の者に対する検査について申請を行うことができます。
6	職場復帰のための抗原定性検査は対象となるか。	当該事業においては対象となりません。
7	PCR検査キット及び抗原検査キット購入費用も補助対象となるか。	検査キットの購入費用も補助対象となりますが、予備的な購入のみで未使用の場合は対象となりません。 ※予備的に購入した後、陽性者が発生しその検査に使用した場合は補助対象となります。
8	補助要綱において「感染者発生後に実施した検査」が対象となると記載されているが、最初の感染者に対する検査は補助対象となるか。	(2.16更新) 本補助については、サービス提供体制確保事業補助金の対象外となる感染者発生後に施設が検査必要と判断する職員及び利用者に対して行った検査が補助対象となります。 よって、最初の感染者が発覚する原因となった検査については補助対象となりません。
9	複数回クラスターが発生した場合は、補助上限額(定員×20,000円)は変わるのか。 また、複数回発生した場合の「誓約書兼申請にかかわる受検者一覧報告書」の記載方法について教えてほしい。	(2.16更新) 補助上限額は、変わりません(補助上限額は事業所に対して定められたものであり、クラスターごとに定められたものではないため) なお、「誓約書兼申請にかかわる受検者一覧報告書」についてはクラスターごとに作成ください(なお、複数回発生した場合は、補助申請額はクラスターごとに千円未満切捨てではなく、全クラスターの合計金額から千円未満切捨ててください)
10	ひとつのクラスターで同一の者に、複数回検査を行ったが、その取扱いについて聞きたい。	(2.16更新) ひとつのクラスターにおいて、同一の者に対しては、最初に行った1回の検査のみ補助申請することが可能です。

11	検査キットを他の衛生用品とあわせて一律で購入して、口座振替にて支払った。支払った証明としての領収書がないが、どのようにすればよいか。	(2.16更新) 支払ったことが分かる書類を必要となりますので、①請求書とあわせて、②全体の領収書又は通帳の写し等に「うち〇円が抗原検査キット購入費」と記載の上ご提出ください。
----	--	---